

10月  
から

## マイナンバー(社会保障・税番号)制度

# マイナンバーが通知されます

平成28年1月から、社会保障や税の手続き簡素化や利便性の向上、事務の効率化などを目的にマイナンバー(社会保障・税番号)制度が始まります。制度の導入に伴い本年10月から個人番号が通知されます。制度の概要や個人番号通知の取り扱いなどについてお知らせします。



個人番号カードのイメージ

### マイナンバー(社会保障・税番号)制度とは



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

問い合わせは  
マイナンバー制度  
全国共通ナビダイヤル  
**0570・20・0178**  
平日午前9時30分～午後5時30分

#### 1 国民の利便性の向上

手続きが簡素化され、書類の添付が減る

#### 2 行政の効率化

手続きが正確で早くなる。災害時の行政支援にも活用できる

#### 3 公平・公正な社会の実現

困窮者への支援、社会保障の不正受給防止

### マイナンバーが通知されます

10月以降、住民票の住所宛てに、次の書類が簡易書留で送付されます。

- ・通知カード
- ・個人番号カードの申請書と返信用封筒

・マイナンバーについての説明書類  
通知カードは、手続きをするこ  
とで「個人番号カード」へ交換で  
きます。また、公的機関での手続  
等に使用しますので紛失しないよ  
うにしてください。  
また、次のやむを得ない理由があ  
る場合は、住民票の住所以外で受け  
取ることができます。8月24日から  
9月25日までの間に「居所情報登録  
申請書」を住民票がある市町村へ持  
参または郵送してください。

- ・東日本震災の被災者
  - ・DV、ストーカー行為の被害者
  - ・病院・施設等へ長期入院・入所  
している一人暮らしの人
- 申請書は市民課窓口または総務  
省ホームページで入手できます。

### マイナンバー(社会保障・税番号)制度Q&A

#### Q「個人番号カード」とは何でしょうか？

**A** 住所・氏名・生年月日・性別・顔写真・マイナンバーが記載されたプラスチックカードです。本人確認のための身分証明書として使用できます。マイナンバーの提示や本人確認が求められる次のような場面で利用することができま  
す。(マイナンバーの提示と本人確認を1枚で行うことができます)

- 公的機関での手続 社会保障・税・災害対策
- 勤務先へのマイナンバー提示 源泉徴収票へ記載

#### ● 金融機関での手続 法定調査へ記載

また、e-Tax(インターネット)等の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載するほか、自治体サービス(本市では住民票などのコンビニ交付を予定)に利用できます。

#### Q「個人番号カード」を入手するには？

**A** 10月以降、マイナンバー通知カードと一緒に送付された申請書を同封の返信用封筒で返送すると、平成28年1月以降に市民課(1階8・9番窓口)で個人番号カードの交付を受けることができます。詳細は、今後発行の広報あづ

みのでお知らせします。

#### Q セキュリティ・個人情報管理は大丈夫でしょうか？

**A** 国では、国民の皆さんの意見をできる限り反映し、次に挙げる対策をとることで安全・安心な仕組みとしました。

#### ● 制度面

- ・法律に規定があるものを除き、マイナンバー等の利用、収集は禁止されています。
- ・マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。

・マイナンバーが適切に管理されているか第三者機関による監視・監督をします。

#### ● システム面

- ・個人情報とは、今までどおり各行政機関が分散管理します。(特定の機関が一括で全国民の個人情報をも有しません)
- ・個人情報にアクセスできる人を制限、管理します。
- ・行政機関間の通信は専用回線で、暗号化を行います。
- ・不必要となった情報を消去します。

● 個人番号カードの交付について  
市民課市民担当

(TEL) 71・2489 (FAX) 71・2503

### 平成28年7月(予定) 個人番号カードで証明書のコンビニ交付を始めます

市では、平成28年7月頃からコンビニ交付サービスを開始できるように現在システムの整備等を行っています。市役所と2つの支所に設置している証明書自動交付機は平成29年9月までに段階的に運用を終了します。現在、自動交付機を利用している場合は、個人番号カードの交付の手続きをお願いします。

#### 【交付場所】

全国のコンビニエンスストアのキオスク端末(マルチコピー機)

#### 【利用時間帯】

午前6時30分～午後11時  
(12月29日～1月3日・メンテナンス実施期間を除く)

#### 【証明書の種類】

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本※、戸籍の附票の写し※  
(※市内に本籍地がある場合のみ)

### 事業主、従業員の皆さんへ

従業員の皆さんは、勤務先を通じてマイナンバーの申告、事業主は、従業員のマイナンバーの把握や適正な管理が必要になります。

#### 【従業員の皆さんは】

- ・源泉徴収や年金、健康保険の手続きの際マイナンバーを事業主を通じて申告します。

#### 【事業主の皆さんは】

- ・提示された従業員のマイナンバーが正しいこと、本人であることを確認する必要があります。
- ・従業員のマイナンバーを行政機関に正しく申告し、厳格に管理することが求められます。